５　特殊車両の指導取締り処分基準

平成27年５月13日策定

平成28年４月１日改正

平成28年４月８日改正

　平成30年４月１日改正

**Ⅰ　特殊車両の指導取締りとは**

道路管理者は、**道路構造を保全**するとともに、**交通の危険を防止**するため、やむを得ない場合に限り、特殊車両の通行を許可しているところ。

このため、違反車両の指導取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造の保全及び交通の危険防止に取組むもの。（道路法第47条、同条の２及び同条の４、第71条）。

　　なお、違反者への処分については、「特殊車両の指導取締り処分基準（以下、「処分基準」という。）により行うこと。

**Ⅱ　特殊車両指導取締りの処分基準**

**１　違反がない場合**

　　違反がない場合、または特殊車両・過積載に該当しない車両であった場合は、**説明者**が、｢ご協力ありがとうございました。｣とお礼を述べて、速やかに誘導の上、退場してもらうこと。

　　違反がなくても、**調書作成者**は、「**特殊車両指導取締調書（別記様式１号）**」を作成すること。

**２　違反があった場合　（別表参照）**

　違反があった場合、**説明者**は、次の車両の計測のため、速やかに車両を

聴取スペース（机設置場など）に誘導し、調書作成者に引き継ぐ。

**調書作成者**は、聴取を開始し、「**特殊車両指導取締調書（別記様式１号）**」を作成する。

なお、下記１以下の手続き等が終了した車両については、速やかに誘導し退場させること。

※　主な違反の内容及び条項

　○無許可（車両諸元及び通行経路違反）⇒　道路法第47条第２項違反

○許可条件（通行時間など）違反　　　⇒　道路法第47条の２第１項違反

○許可書不携帯　　　　　　　　　　　⇒　道路法第47条の２第６項違反

　○措置命令違反　　　　　　　　　　　⇒　道路法第47条の４第１項違反

１　指導警告

1. 調書に基づき、別表の指導警告欄に該当する場合は、運転者に「**指導警告書（別記様式２－１号）**」を手交すること。
2. 後日、違反車を使用させた事業者等へ「**特殊車両の通行取締りに係る指 導警告書の送付について（別記様式２－２号）**」と特車取締当日に交付した指導警告書の写しを送付すること。

２　措置命令

1. 無許可の特殊車両は、車両総重量が３０ｔを超過している場合に、許可を受けた特殊車両は、車両総重量１．５倍超過の違反があった場合に、措置命令を行う。（「**措置命令書（別記様式３－１号）**」手交。）措置命令の内容は、警察官と調整の上で、決定することとし、運転者に対して、徐行、積載物の軽減又は通行の中止を求めること。
2. 求めに応じて運転手が積載物の軽減又は通行の中止を行う場合で、しばらくの間、道路上に違反車両を停車又は積載物の存置を行うときは、「**車両の停止が生ずる場合の確約書（別記様式３－２号）**」を提出させた上で、なるべく通行の支障にならない場所で待機させ、積載物を分割して運搬するための車両を運転者に呼ばせること。

　違反車両を停車させる場所や積載物を存置しておく場所が無い場合は、

道路構造の保全及び交通の危険防止に必要な条件を付与して違反状態を解消できる目的地までの通行を指示するとともに、「**通行指示書（別記様式３－３号）**」を交付し、一時的な通行を認めるものとする。通行指示書は、措置命令書に添付したうえで通行指示書作成者が割印するものとする。なお、道路交通法に基づく制限外積載違反のため、警察官により通行指示書が交付される場合は、その内容と整合を図るものとする。

1. 後日、違反車を使用させた事業者等へ「**措置命令警告書（別記様式３－４号）**」と特車取締当日に交付した措置命令書の写しを送付すること。
2. 「**通行指示書（別記様式３－３号）**」は、30日以内に道路環境課に返却させるとともに、措置命令内容に応じて、違反車を使用させた事業者等から報告を受けること。「**通行指示書（別記様式３－３号）**」の返却及び報告が無い場合は、措置命令違反とみなす。

　徐行を命じた場合は、到着時刻を報告し、最寄りの事務所等での積載物の軽減を命じた場合は、写真等により軽減したことが分かる写真を送付させること。なお、通行の中止等、特殊車両の取締り中に、職員が確認できる場合は、報告させる必要はない。

３　是正指導

1. 最後に違反があった日から１年以内に、再び違反があったことを確認した場合は、指導警告又は措置命令等の対応を行うとともに是正指導を行う。
2. 指導方法は、是正指導を受ける者の事務所等の住所地が管内（大阪府内又は職員の旅費に関する規則第６条で定められる地域）である場合と管外である場合に分けて対応を変えること。
* 以下の地域が管内

|  |  |
| --- | --- |
| **府県** | **地域** |
| **大阪府** | 全域 |
| **京都府** | 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡（井手町に限る。）、相楽郡（精華町に限る。） |
| **兵庫県** | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 |
| **奈良県** | 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡 |
| **和歌山県** | 和歌山市 |

②－１　是正指導を受ける者の事務所等の住所地が管内の場合

ア　呼出状

是正指導を受ける者の事務所の住所地が管内にある場合は、「**是正指導呼出状（別記様式４－１号）**」を、違反車を使用させた事業者へ交付すること。

　 イ　是正指導書

呼出に応じた場合は、道路環境課で違反内容を示した上で、事業者に確認させ、再び違反行為がなされないことを求め、対面で「**是正指導書（別記様式４－２号）**」を手交するとともに、再び違反行為をしない旨を記した念書（様式自由）を提出させること。

なお、呼出に応じない場合は、「**是正指導書（別記様式４－２号）**」を送付し、再び違反行為をしない旨を記した念書（様式自由）を提出させること。

②－２　是正指導を受ける者の事務所等の住所地が管外の場合

ア　是正指導書

是正指導を受ける者の事務所等が遠方地にあるため、呼出すことが困難な場合は、「**是正指導書（別記様式４－２号）**」を送付し、再び違反行為をしない旨を記した念書（様式自由）を提出させること。

４　公表

1. 車両総重量の２倍超過の特殊車両を通行させたとき、措置命令に違反したとき、累積違反回数が（ａ）措置命令２回、（ｂ）指導警告４回、（ｃ）措置命令１回及び指導警告２回のいずれかとなった場合又は、是正指導の呼出に応じないとき若しくは念書が提出されない場合で、かつ最後に違反があった日から１年以内に再度違反があったときは、違反車両を通行させた事業者等に対して、弁明の機会を付与したうえで、交通道路室道路環境課のホームページに下記の事項を掲載する。

なお、大阪府が確認できる範囲内で、最後に違反があった日から１年間、違反が確認できなかった場合は、累積違反回数は消滅するものとする。

ホームページの掲載については、交通道路室道路環境課管理グループが行うものとする。

　　・違反車両を通行させた事業者等の氏名又は名称、事務所等の住所

　　・違反内容（違反日、場所、指導の内容等）

　　・主な違反条項

　　　・許可の取消しを行った場合は、許可の取消しを行った年月日及び取消した許可の内容

1. 弁明の機会の付与については、行政手続法（平成５年11月12日法律第88号）及び平成11年４月１日付け道第756号、聴聞及び弁明の機会の付与手続に関する事務取扱要領によること。
2. ホームページへの掲載は、掲載を行った月から１年間継続して行うものとする。なお、公表中に１回以上の違反行為を確認した場合は、「５　特殊車両通行許可の取消し」を参照に許可の取消しを行い、公表中に２回以上の違反行為を確認した場合は、「６　告発」を参照に告発を行うこと。また公表中に再度違反があった場合は、その月から１年間公表を継続するものとする。

５　特殊車両通行許可の取消し

1. 大阪府が許可を行っていた場合で、車両総重量の２倍超過の特殊車両を通行させたとき、措置命令に違反したとき、４の公表を行っているにもかかわらず、公表中に１回以上の違反行為を確認したとき又は、特殊車両の通行許可書の内容等に違反し、死亡事故や道路の損壊等に係る重大な交通事故を発生させたときは、あらかじめ聴聞を行った上で、道路法第47条の２第１項の規定による許可の取消しを行い、速やかに当該許可証を返還させるとともに、「**特殊車両通行許可取消通知書（別記様式第５号）**」を、違反車を通行させた事業者等に対して送付すること。

他の道路管理者が許可を行っていた場合は、「**特殊車両通行許可違反事実通知書（別記様式第６号）**」により当該道路管理者に対し、違反事実等について通知を行うこと。この場合、許可を取消すか否かの判断は、許可を行った当該道路管理者に委ねること。

　なお、「死亡」とは、交通事故によって発生から24時間以内に亡くなった場合を指し、「道路の損壊等に係る重大な交通事故」とは、当該特殊車両による交通事故によって、事故が起きた道路の通行規制を６時間以上行った場合を指す。

1. 聴聞の手続き及び許可の取消しについては、行政手続法（平成５年11月12日法律第88号）及び平成11年４月１日付け道第756号「聴聞及び弁明の機会の付与手続に関する事務取扱要領」によること。

６　告発

1. ４の公表を行っているにもかかわらず、公表中に２回以上の違反（ただし、警察が道路交通法に基づき処分する場合は、道路法に基づく告発は行わないこと。）が確認されたときは、違反者に対して指導警告等の対応を行うとともに、後日、府警本部交通指導課と相談後、取締りを実施した警察と協議の上、当該警察署長に対して、以下の手順により告発を行うこと。

告発の手順

当該告発対象者について、告発の根拠となる行為に関する必要書類を取り揃え、刑事訴訟法（昭和23年７月10日法律第131号）第239条の規定に基づき、告発を行う旨、取締りを実施した警察署長等に告げ、当該案件に対する告発の可否や必要証拠書類の適性について協議を行う。

協議を受けて、「**告発状（別記様式第７号）**」を、取締りを実施した警察署長等に提出し、告発すること。